

環境衛生の知識



(浴槽水)

国土交通省環境省「水道法第20条」登録検査機関
国土交通省環境省「水道法第34条」登録検査機関
経済産業省産業標準化法に基づく試験事業者(JNLA)登録機関
I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 機 関
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認 定 試 験 所
水 道 G L P 認 定 取 得 機 関
特 定 計 量 証 明 事 業 登 録 機 関



一般財団法人

千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11

技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX043-242-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

改訂履歴表

年月	改訂番号	改訂内容
平成 2 年		新規制定
平成 7 年 9 月	改訂 1	水道法、環境基準の法律改正による見直し
平成 13 年 8 月	改訂 2	各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び 残土条例の追加
平成 17 年 6 月	改訂 3	各法律改正による内容の更新。 シックハウス、 レジオネラ症を追加
平成 20 年 7 月	改訂 4	各法律改正による内容の更新。 内容の構成見 直し
平成 21 年 8 月	改訂 5	各法律改正による内容の更新。
平成 22 年 4 月	改訂 6	浴槽水に係る範囲に限定した内容に変更。 改訂履歴の追加。
平成 25 年 8 月	改訂 7	センターの名称変更（財団法人→一般財団法人）
平成 30 年 4 月	改訂 8	センターの建築物飲料水水質検査業登録機関番号 の変更
令和 2 年 12 月	改訂 9	条例改正による見直し及び修正
令和 6 年 5 月	改訂 10	水道法 20 条の移管に伴う表紙の文言の変更 （厚生労働省→国土交通省・環境省）
令和 7 年 3 月	改訂 11	条例改正による見直し及び修正
令和 7 年 6 月	改訂 12	表紙の修正と最終頁（認証・登録・交通・お問 合せ）の削除

浴槽水等の水質基準

「旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」

(令和 7 年 3 月 21 日改正)

「公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」

(令和 7 年 3 月 21 日改正)

千葉県では、公衆浴場などの浴槽水における衛生管理を条例で定めており、その水質について「浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること」と定めています。また、測定した記録は 3 年間保存することとなっています。^{注 1)}

注 1) 「旅館業法施行条例」(昭和 33 年 4 月 1 日千葉県条例第 7 号) 第 12 条 第 8 号、第 9 号

「公衆浴場法施行条例」(平成 5 年 10 月 19 日千葉県条例第 32 号) 第 4 条 第 29 号、第 30 号

< 浴 槽 水 の 基 準 >

項 目	基 準
一 濁度	5 度以下
二 有機物（全有機炭素量）または過マンガン酸カリウム消費量	8mg/L 以下（有機物）または 25mg/L 以下（過マンガン酸カリウム消費量）
三 大腸菌	1 個/mL 以下
四 レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL 未満)

- 水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、基準に適合することが困難な場合であって、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、一及び二の基準の両方又はいずれかの適用を除外することができる。
- 毎日換水している浴槽水は、毎年 1 回以上の水質検査を行うものとする。
- 毎日換水している浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているものは、毎年 2 回以上の水質検査を行うものとする。
- 上記以外の浴槽水は、毎年 4 回以上の水質検査を行うものとする。

< 浴 槽 に 使 用 す る 水 及 び 湯 の 基 準 >

項 目	基 準
一 色度	5 度以下
二 濁度	2 度以下
三 水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
四 有機物（全有機炭素量）または過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L 以下（有機物）または 10mg/L 以下（過マンガン酸カリウム消費量）
五 大腸菌	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL 未満)

- 水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、基準に適合することが困難な場合であって、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、一～四の基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。
- 浴槽に使用する水及び湯は、毎年 1 回以上の水質検査を行うものとする。
- 浴槽水に使用する水及び湯とは、「原水」、「原湯」、「上がり用湯」、「上がり用水」などである。
「原水」…原湯の原料に用いる水、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接入れる水
「原湯」…浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接入れる温水
「上がり用湯」…洗い場、シャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水
「上がり用水」…洗い場、シャワーに備え付けられた水栓から供給される水